

下記の業務委託について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和元年9月24日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和元年度富士山富士宮口五合目来訪者施設基本構想策定支援業務委託

(2) 業務内容

富士山富士宮口五合目レストハウスの再建設に向けた基本構想策定支援を行う。

(3) 履行期間

令和2年3月27日（金）

(4) 契約限度額

9,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち、静岡県内に本社又は営業所を有し、かつ土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けているものであり、加えて総合点数が300点以上であること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
- (4) 下記に示す同種又は類似業務について、平成21年度以降に完了した実績を有すること。（元請として完了したものに限る。）ただし、設計共同企業体としての実績は認めない。
 - ・同種業務：国立公園内の集客又は情報発信施設の設計又は基本構想策定に係る業務
 - ・類似業務：集客又は情報発信施設に関する設計又は基本構想策定に係る業務
- (5) 下記に示す、ア及びイを満たす管理技術者を当該業務に配置できること。また、管理技術者とは別にアを満たす照査技術者を当該業務に配置できること。
 - ア 1級建築士又は2級建築士の資格を有する者。
 - イ 平成21年度以降に完了した業務において、下記に示される同種又は類似業務のいずれかに管理技術者又は担当技術者として従事した実績を有する者。
 - ・同種業務：国立公園内の集客又は情報発信施設の設計又は基本構想策定に係る業務
 - ・類似業務：集客又は情報発信施設に関する設計又は基本構想策定に係る業務
- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き

開始の決定を受けている者を除く。)でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和元年9月24日(火)午前10時から令和元年10月2日(水)午後4時まで

(2) 配布場所及び配布方法

以下の場所で直接交付を行う。

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県文化・観光部文化局富士山世界遺産課企画交流班

電話番号：054-221-3747 FAX：054-221-3757

4 参加表明書及び技術提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出期間

令和元年9月24日(火)から令和元10月7日(月)(土曜日及び日曜日を除く。)の毎日午前9時から午後4時までの間

(2) 提出先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県文化・観光部文化局富士山世界遺産課企画交流班

電話番号：054-221-3747 FAX：054-221-3757

(3) 提出方法

上記提出先まで持参にて提出すること。(郵送不可)

5 ヒアリング以降の審査対象者の選定

参加表明書及び技術提案書を提出した者が5者を超えた場合は、「予定技術者の経歴」及び「企業の業務実績・能力等」の評価を行い、評価の上位5者程度をヒアリング以降の審査対象者として選定する。

ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和元年10月8日（火）までに通知する。

6 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により令和元年10月8日（火）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の翌日から令和元年10月15日（火）午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面（様式自由）により、発注者に対し非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和元年10月29日（火）までに回答する。
- (4) (2)の書面は4(2)に示す静岡県文化・観光部文化局富士山世界遺産課企画交流班まで提出すること。ただし、書面は持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

7 契約予定者を特定するための基準

- (1) 次に掲げる評価項目を勘案し、評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積書の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低いものが2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。

ア 配置予定技術者の技術者資格、業務経験、CPD及び手持ちの業務量

イ 企業の業務成績、優良業務委託表彰、ISOの取組、災害協定、地域貢献活動及び雇用実績

ウ 当該業務の業務理解度、実施手順、特定テーマに対する技術提案の的確性、実現性

- (2) 契約予定者に特定された者に対しては、特定通知書により令和元年10月11日（金）までに通知する。

8 非特定理由に関する事項

- (1) 技術提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者（「5 ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く。）に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和元年10月11日（金）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和元年10月18日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに書面（様式自由）により、発注者に対し、非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和元年10月30日（水）までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県文化・観光部文化局富士山世界遺産課企画交流班まで提出すること。ただし、書面は持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

9 その他

- (1) 詳細は、令和元年度富士山富士宮口五合目来訪者施設基本構想策定支援業務委託業務説明書による。

- (2) 募集に係る説明会は行わない。
- (3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 照会窓口は、静岡県文化・観光部富士山世界遺産課企画交流班(電話番号 054-221-3747)とする。